

唐津市監査委員告示第5号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年4月17日

唐津市監査委員 竹内御木夫

唐津市監査委員 熊本大成

財務部定期監査結果報告書

1 監査した委員

竹内御木夫

熊本大成

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査

3 監査の対象

財務部

4 監査の期間

令和元年11月22日から令和2年1月31日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項等は次のとおりであった。

財政課

1 基金の運用について

基金の運用については、地方自治法第 241 条第 2 項において、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、これを受けて各基金条例において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと、また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると規定されている。これはその運用方法の多種多様化を考慮し規定されているものである。

しかしながら、本市における基金の運用については、財政課において年度当初に各種基金の運用基準を定め、その中で定期預金等の金融機関への預金に限られており、令和元年 12 月 31 日現在において全基金総額 16,663,380,409 円のうち繰替運用等を除く 12,228,886,357 円全てが金融機関へ預金されている。基金に属する現金については、地方自治法第 241 条第 7 項の規定により歳計現金の出納若しくは保管の例によることとされており、通常は金融機関の預金により安全に保管し、運用の利益を図ることとされているが、超低金利の今日、預金による金利のみでは運用益の確保も難しく、県内他市の半数以上においても有価証券による運用を図っている状況である。

本市においても厳しい財政状況が続く中、金融機関への預金による運用に限らず安全を確保しつつ、有価証券等による運用などその時々で最も経済的な価値を十分に発揮できるような手段を講じられるよう早急な検討を図られたい。

財産管理課

1 材木町駐車場及び東城内駐車場の業務報告等に係る事務処理について

標記両駐車場は、指定管理者により管理及び運営が実施されているが、基本協定書において毎月の業務報告として提出するよう定められている書類のうち、支出証拠書類簿及び文書管理簿がいずれの指定管理者からも提出されていなかった。

また、東城内駐車場の5月分業務報告において、5月31日における売上が120,300円と記載されているが、添付されているレシートを確認すると同日の売上は120,800円と相違していたため担当課に確認したところ、報告における500円の計上漏れとのことであった。売上金の確認は、施設の利用状況等把握する上で重要な事項であるため、報告書等の文書收受の際は十分な確認を行われたい。

2 庁用車使用許可簿兼運転日誌について

標記運転日誌において、修正してあるが訂正印の押印のないもの、ガソリン給油量又は終業時走行距離の記載がないもの、砂消しゴム等で修正しているもの、始業時及び終業時走行距離の記載誤りがあったために前後の運転日誌の記録と整合がとれていないもの等多数見受けられた。

また、各市民センターについても同様の指摘であるが、他に使用許可決裁欄において決裁者の押印がないもの、運転日誌自体が作成されていないもの等が散見された。

当課は庁用自動車を総括管理する部署であり、唐津市庁用自動車管理規程に基づいた適切な事務処理を行うとともに、過去の他部署に対する定期監査においても同様の指摘をしていることを踏まえ、全庁的に適切な事務処理となるよう指導されたい。

財務部 共通

1 文書処理について

財務部の文書処理において、不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、文書処理に係る指摘の件数は、次のとおりである。

- (1) 財政課 5 件
- (2) 財産管理課 13 件
- (3) 契約管理課 11 件

鎮西市民センター総務・福祉課

1 行政財産の使用料について

電気通信事業者より鎮西市民センター庁舎屋上及び外壁の一部に携帯電話無線基地局運用として支持柱、無線機等の機材を設置するため、唐津市行政財産使用料条例及び唐津市公有財産規則の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの使用期間で行政財産使用（更新）許可申請書が提出され、平成 30 年 4 月 1 日付けで行政財産の目的外使用が許可されていた。

使用料について、同規則第 30 条の規定に基づき年間使用料 64,709 円（建物使用料：25,350 円×23.59 m²×10/100=59,800 円+敷地使用料：8,978 円×1,266 円×23.59 m²/2,809 m²/0.7×3.6/100=4,909 円）と算定されていたが、添付されている鎮西市民センター庁舎の平成 30 年度固定資産評価額（家屋）を確認すると、1 m²あたり 25,530 円となっており、計算すると、年間使用料は 65,134 円となり、結果として 425 円少なく徴収されていた。

使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理をされたい。

1 普通財産の使用貸借及び賃貸借契約の変更契約について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの使用期間で、本市の普通財産である「唐津市呼子町呼子字高尾 3755 番 1 土地（宅地）314.04 m²」について、事業者 A と案内看板設置のため 0.272 m²を年額 262 円で賃貸借契約を、事業者 B とエレベーター用敷地として 21.08 m²を無償で使用貸借契約をそれぞれ締結していた。しかしながら、当該普通財産については、その後、本市と事業者 B との間に平成 30 年 11 月 27 日付けで市有財産売買契約が締結され、平成 31 年 1 月 23 日に事業者 B に引渡しが完了しているにもかかわらず、2 事業者とそれぞれ締結していた賃貸借契約及び使用貸借契約について、貸付料、貸付期間を変更するなど何ら手続が行われていなかった。担当者に確認すると、当該普通財産の売買契約関係事務に専心していたため、前述の手続について失念していたということであった。

場合によっては貸付料が変更となることもあるため、全体の契約状況の把握に努め、適切な事務処理をされたい。

市民センター 共通

1 物品購入事務について

標記事務については、次のような不適切な事例が見受けられた。物品の購入にあたっては、市税その他の貴重な財源で賄われていること、また本市の厳しい財政状況を勘案され、最小の経費で最大の効果を挙げる観点から予算の計画的かつ効率的な執行をされたい。

- (1) 単価契約での物品購入は、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化が図られているため、事務用品等の物品購入の際には、特別な理由がある場合を除き、単価契約物品を購入すべきであるが、単価契約以外で単価契約物品とほぼ同様の規格、内容の別物品を高価で購入しているものが多数あった。
- (2) 通常業務において、必ずしも公費で購入する必要性がない物品や高品質な物品（テンキー、高品質ボールペン、フィルム付箋等）を購入しているものが見受けられた。
- (3) 単年度予算主義の原則から、当年度予算では当年度必要な物品を購入すべきであるにもかかわらず、年度末に多量の消耗品を購入しているものが見受けられた。

2 文書処理について

各市民センター総務・福祉課の文書処理において、不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、文書処理に係る指摘の件数は、次のとおりである。

- (1) 浜玉市民センター総務・福祉課 4件
- (2) 厳木市民センター総務・福祉課 5件
- (3) 相知市民センター総務・福祉課 5件
- (4) 北波多市民センター総務・福祉課 2件
- (5) 肥前市民センター総務・福祉課 3件
- (6) 鎮西市民センター総務・福祉課 2件

- (7) 呼子市民センター総務・福祉課 6件
- (8) 七山市民センター総務・福祉課 6件
- (9) 市民センター共通 1件